

地域で守る、子供たちの笑顔

児童虐待に関する事件は後を絶ちません。和歌山県における令和元年度の虐待相談件数は1691件。近年、右肩上がりに増加しているのが現状です。昨年の児童福祉法の改正にともない、児童の権利擁護について強化されるなか、まいなが編集室も県内の各機関や読者の皆さまの協力を得ながら、児童虐待防止に取り組みします。今号は和歌山県の児童虐待の現状や取り組みについてお伝えします。



和歌山県 子ども未来課
小峰伸也 課長

早期発見・早期対応！ 地域で虐待の芽を摘む

県内における令和元年度の虐待相談件数は、前年度に比べて約300件増加しました。その要因の一つは、虐待を疑う様子を発見しただけで通報するという意識向上によ



「児童虐待は未然に防止することが大切です。『体罰に頼らない子育て』を周知していきたい。また、虐待が発生した場合も早期発見・早期対応を行っていきま

るものです。しかし、件数が増加している長期的な傾向としては、核家族化により子育ての悩みを誰にも相談できず、我が子への虐待につながるケースも目立ちます。このような背景が、近年における虐待相談件数増加の原因と考えられています。

「児童虐待は未然に防止することが大切です。『体罰に頼らない子育て』を周知していきたい。また、虐待が発生した場合も早期発見・早期対応を行っていきま

まで切れ目なく子育ての悩み相談に対応する「子育て世代包括支援センター」を全市町村に設置。また、令和4年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置予定です。社会福祉士や保健師などを配置して、虐待に対して市町村が専門的にアドバイスできる体制を整えていきます。

県と市町村が連携して 児童虐待根絶に注力

人々に対する見守りや相談対応は各市町村が対応します。役割を明確に分担した上で、密接に連携して虐待防止に取り組んでいます。「児童虐待は、子供にとつて深刻な権利侵害、子供の成長や人格形成に重大な影響を与え、次世代の育成という観点からも大きな問題です。子供は地域の宝。地域全体で子育てをするという思いを持って欲しい」と小峰課長は話します。

子ども・女性・障害者相談センター
佐竹重紀 所長からのメッセージ
子供たちの健全な心身の成長を促すため、地域で見守りの意識を



推進に取り組んでいます。興味のある方は、里親支援センターや児童相談所にご連絡ください。

子育て世代の皆さん、一人で悩まずに身近な人に相談してください。それを地域の皆さまは継続的に、温かく受け止めていただきたい。乳幼児健診未受診の方が身近にいる、子供が戸外に放り出されているなどの現場に気付いたり、虐待を発見した時は、市町村や警察、児童相談所、189ダイヤルにお知らせください。結果的に間違っていないで大丈夫。そこから早期発見、虐待防止につながります。

和歌山県知事からのメッセージ

明るい未来を子供たちのもとへ

和歌山県の未来を担う子供たちが、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民の願いです。

和歌山県では、地域の皆様の身近な相談窓口として、子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、妊娠前から切れ目のない支援を行うことで児童虐待の未然防止に取り組んでいます。子育てに不安がある方にしっかり寄り添っていきたく思いますので、気軽に御相談してください。

また、皆様の「見守り」と「気づき」が、児童虐待の未然防止に繋がります。地域の温もりの中で安心して子育てができるよう、また、子供たちが伸び伸びと成長できるよう、皆様の一層の御協力をよろしくお願いします。

和歌山県知事 仁坂吉伸



information

和歌山県 子ども未来課 児童福祉班

【住所】和歌山市小松原通1-1
【電話】073-441-2490

各地域の相談はコチラ

<岩出市>
岩出市役所生活支援課
【電話】0736-62-2141(代表)
【時間】8:45~17:30(平日)

<紀の川市>
紀の川市役所こども課
【電話】0736-77-2511(代表)
【時間】8:45~17:30(平日)

【里親制度について】

里親支援センター「なでしこ」
【住所】岩出市中迫667-1
【電話】0736-69-1004
<http://wa-tukusi.jp/nadeshiko/>

「虐待!?」と思ったら

児童相談所 虐待対応ダイヤル **189** 番へ

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
【住所】和歌山市毛見1437-21
【電話】073-445-5312

●和歌山県における児童虐待相談件数と虐待の種別

虐待の種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	893	1,123	1,142	1,328	1,691
身体的虐待	269	305	325	407	503
性的虐待	17	13	11	12	6
心理的虐待	347	481	526	599	781
ネグレクト	260	324	280	310	401

ネグレクト Neglect

児童の心身の正常な発達を妨げるような減食や、保護者以外の同居人による虐待を放置すること

心理的虐待 Psychological abuse

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例) 心を傷つける言葉をいう。無視するなど

性的虐待 Sexual abuse

児童にわいせつな行為をさせる、またはさせること。例) 性行為の強要、ポルノビデオを見せるなど

身体的虐待 Physical abuse

児童の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること。例) 殴る蹴るなどの暴行など

「児童福祉法」の改正について

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化などの措置が令和元年に法律として成立、公布されました。

